

更新の登録・変更登録・軽微な変更の届出について

更新の登録・変更登録・軽微な変更の届出の概要

運営協議会において合意を必要とする事項 (道路運送法・福岡市福祉有償運送運営協議会運営指針)	
	道路運送法第79条の6第1項に規定する有効期間の更新の登録を行う場合
	道路運送法第79条の7に規定する変更登録を行う場合
	道路運送法第79条の8に規定する旅客から収受する対価の額(変更しようとする場合も同様)

更新の登録(道路運送法第79条の5,同法第79条の6第1項)

登録の有効期間は,新規登録の日から起算して2年間とする。ただし,更新登録の場合,特に問題がなければ3年間とする。

更新の事務手続きは,新規登録申請と同様に申請者が申請書類を作成し事務局(福岡市)に提出,事務局は受付し運営協議会に諮る。

変更の登録(道路運送法第79条の7)

軽微な変更以外のもの

- ア. 運送の区域を変更・拡大する場合
- イ. 自家用有償旅客運送の種別の変更

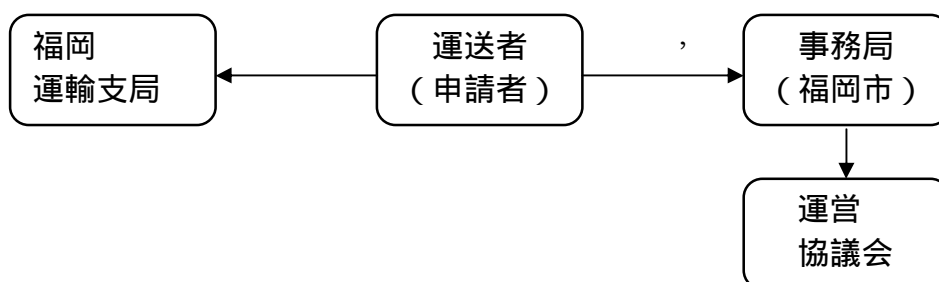
変更の事務手続きは,新規登録申請と同様に申請者が申請書類を作成し事務局(福岡市)に提出,事務局は受付し運営協議会に諮る。

軽微な変更の届出(道路運送法第79条の7,同法施行規則第51条の13)

- ア. 名称
- イ. 住所
- ウ. 代表者の氏名
- エ. 自家用有償旅客運送の種別(過疎地有償運送及び福祉有償運送の双方を行う自家用有償旅客運送者が,過疎地有償運送又は福祉有償運送のいずれかを行わないこととする場合に限る。)
- オ. 運送の区域が減少する場合
- カ. 事務所の名称及び位置
- キ. 事務所ごとに配置する自家用有償旅客運送自動車の数及びその種類ごとの数
- ク. 運送しようとする旅客の範囲

運送者は,事務所の名称その他の国土交通省で定める軽微な事項の変更をしたときは,その日から30日以内に,その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

軽微な変更時の手順：運送者が 運輸支局に登録事項変更届出書（様式第 1 - 4 号）及び関連書類を提出する際、 事務局には複写を提出する。また、 事務局は直近の運営協議会で変更内容を報告する。



旅客から收受する対価の変更（福岡市福祉有償運送運営指針による）

変更の事務手続きは、運送者が現在の対価に関する資料及び新たな変更予定の対価に関する資料を事務局に提出、事務局は受付し運営協議会に諮る。

運転者及び運送管理に関する経過措置（平成 18 年 10 月 1 日から 1 年を経過するまでの間の措置）の要件を取得した場合

要件取得時の手順：運送者が 運輸支局に運転者就任承諾書兼就任予定運転者名簿（様式第 4 号）及び添付書類、運行管理の責任者就任承諾書（様式第 5 号）及び添付書類を提出する際、 事務局には複写を提出する。また、 事務局は直近の運営協議会で要件取得内容を報告する。

ア．運転者の要件

- ・ 普通免許第 2 種運転免許を有しない者にあつては、施行規則第 5 1 条の 1 6 第 1 項各号のいずれかの要件を備えることを証する書類の提出があつた場合。
- ・ 福祉自動車以外を使用して福祉有償運送を行う場合にあつては、施行規則第 5 1 条の 1 6 第 3 項各号のいずれかの要件を備えていることを証する書類の提出があつた場合。

イ．運行の管理の体制

- ・ 5 両以上の車両を配置する事務所の運行管理の責任者で、運行管理者資格証の写し又は施行規則第 5 1 条の 1 7 第 2 項各号のいずれかの要件を備えていることを証する書類の提出があつた場合。

